

国立大学法人東京医科歯科大学役員退職手当規則

〔平成16年4月1日〕
規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学の学長、理事及び監事（非常勤の理事及び監事を除く。以下「役員」という。）に対する退職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規則による退職手当は、役員が退職した場合（解任された場合を含む。以下同じ。）に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第2条の2 この規則において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この規則の規定による退職手当を受けるべき親族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この規則の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の方が二人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この規則の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 役員を故意に死亡させた者
- (2) 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

第3条 この規則による退職手当は、他の法令等に別段の定めがある場合を除き、その全額を、現金で、直接この規則によりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、その支給を受けるべき者の預金若しくは貯金への振込み又は隔地送金の方法により支払う場合は、この限りでない。なお、役員が国立大学法人法（平成15年法律第112号）第17条第2項第2号の規定により解任されたときは、当該役員には退職手当は支給しない。

2 この規則による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなけれ

ばならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の額)

- 第4条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の本給月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に業績勘案率（学長が、その職務実績に応じ、0.0から2.0の範囲内で決定する業績勘案率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額とする。ただし、第6条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、当該異なる役職ごとの退職の日における本給月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。
- 2 学長は、前項のうち、学長の業績勘案率の決定をするときは、学長選考・監察会議の意見を聴いて行うものとする。
 - 3 学長は、第1項のうち、理事及び監事の業績勘案率の決定をするときは、国立大学法人東京医科歯科大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）の意見を聴いて行うものとする。
 - 4 役員が引き続き職員となり、第8条により役員としての退職手当が支給されない場合であっても、学長は、当該役員の在職期間における業績に応じ、経営協議会の意見を聴いて、業績勘案率に相当する率を決定するものとする。

(在職期間及び役職別期間の計算)

- 第5条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、これを1月と計算するものとする。
- 2 前条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から（端数が等しいときは、後の役職の在職月数から）当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

- 第6条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又は任期満了の日の翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(国家公務員として在職した後引き続いて役員となった者に対する退職手当に係る特例)

- 第7条 役員のうち、学長の要請に応じ、引き続いて国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役職としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第2条の適用に係る本給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、学長が別に

定める。

- 3 国家公務員が、国の機関の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職をし、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は第3項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、別に定める場合を除き、この規則の規定による退職手当は支給しない。
- 5 第3項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、第4条の規定にかかわらず当該退職の日に国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該退職の日における本給月額、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、学長が別に定める。

（職員との在職期間の通算）

- 第8条 役員が、引き続いて職員（非常勤職員を除く。以下同じ。）となったときは、この規則による退職手当は、支給しない。
- 2 役員が引き続いて職員から役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の引き続いた職員としての在職期間を含むものとする。

（職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例）

- 第9条 前条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第4条の規定にかかわらず、役員退職時の本給月額に、役員としての引き続いた在職期間を国立大学法人東京医科歯科大学職員退職手当規則（平成16年規則第50号）第10条に規定する在職期間とみなし、同規則の規定により算出した額とする。ただし、役員としての在職期間（前条第2項の規定により算入される職員としての在職期間を除く。）については、業績勘案率を反映させるものとする。

（解任された場合等の退職手当の支給制限）

- 第10条 退職をした役員が次の各号のいずれかに該当するときは、学長（学長が対象となる場合にあっては、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第12条第2項に規定する学長選考会議。以下同じ。）は、当該退職をした役員（当該退職をした役員が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした役員が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした役員が行った非違の内容及び程度、当該非違が職務の執行の公正さに対する国民の信頼に及ぼす影響その他別に定める事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- (1) 解任（国立大学法人東京医科歯科大学学長解任規則（平成17年制定）及び国立大学法人東京医科歯科大学理事任免規則（平成16年規則第5号）第7条第2号及び第3号の規定による解任をいう。以下同じ。）された者
 - (2) 解任に準ずる退職をした者
- 2 学長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき役員に通知しなければならない。

3 学長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき役員の所在が知れないときは、当該処分の内容を官報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき役員に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第11条 退職をした役員が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした役員に対し、当該退職に係る退職手当額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 役員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした役員に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした役員が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたとき

2 退職をした役員に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号に該当するときは、学長は、当該退職をした役員に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした役員の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は学長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当の額を支払うことが職務の執行の公正さに対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められるとき。

(2) 学長が、当該退職をした役員について、当該退職手当の額の算定の基礎となる役員としての引き続いた在職期間中に解任されるべき行為（在職期間中の役員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして解任に値することが明らかなるものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした役員の遺族（退職をした役員（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、学長は、当該遺族に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前3項の規定による退職手当の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、学長に対し、その理由となった事実認定や手続に不服がある場合には、その取消しを申し立てることができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った学長は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた役員がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた役員について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

- (2) 当該支払差止処分を受けた役員について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
 - (3) 当該支払差止処分を受けた役員について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支払いを差し止める必要がなくなった場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分を行った学長は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

- 第12条 退職をした役員に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした役員（第1号に該当する場合において、当該退職をした役員が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第10条第1項に規定する別に定める事情及び同項各号に規定する退職をした場合の退職手当の額との均衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- (1) 当該退職をした役員が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 学長が、当該退職をした役員について、当該退職後に当該退職手当の額の算定の基礎となる役員としての引き続いた在職期間中に解任されるべき行為をしたと認めるとき。
- 2 死亡による退職をした役員の遺族（退職をした役員（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、学長は、当該遺族に対し、第10条第1項に規定する別に定める事情を勘案して、当該一般の退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 学長は、第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき役員の意見を聴取しなければならない。
- 4 行政手続法（平成5年法律第88号）第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 5 第10条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 6 支払差止処分に係る退職手当に関し第1項又は第2項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止

処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第13条 退職をした役員に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は当該退職をした役員に対し、第10条第1項に規定する別に定める事情のほか、当該退職をした役員の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした役員が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 学長が当該退職をした役員について、当該退職手当の額の算定の基礎となる役員としての引き続いた在職期間中に解任されるべき行為をしたと認められたとき。

2 第1項第2号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

3 学長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けべき役員の意見を聴取しなければならない。

4 行政手続法第3章第2節(第28条を除く。)の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第10条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第14条 死亡による退職をした役員の遺族(退職をした役員(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該退職手当の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、学長は当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第10条第1項に規定する別に定める事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

2 第10条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 行政手続法第3章第2節(第28条を除く。)の規定は、前項において準用する前条第3項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第15条 退職をした役員(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第13条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第4項までに規定する場合を除く。)において、学長が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした役員が当該退職手当の額の算定の基礎となる役員としての引き続いた在職期間中に解任されるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理

由がある旨の通知をしたときは、学長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした役員が当該退職手当の額の算定の基礎となる役員としての引き続いた在職期間中に解任されるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第12条第4項又は前条第3項において準用する行政手続法第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第4項までに規定する場合を除く。）は、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした役員が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる役員としての引き続いた在職期間中に解任処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第4項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第11条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした役員が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる役員としての引き続いた在職期間中に解任処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした役員が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第10条第1項に規定する別に定める事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他の別に定める事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当等の額を超えることとなってはならない。
- 6 第10条第2項並びに第13条第3項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。
- 7 行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項において準用する第13条第3項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当審査会への諮問）

第16条 学長は、第12条第1項第2号若しくは第2項、第13条第1項、第14条第1項又は前条第1項から第4項までの規定による処分を行おうとするときは、退職手当審査会に諮問しなければならない。

2 退職手当審査会は、第12条第2項、第14条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

3 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は学長にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

4 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

5 学長は、退職手当審査会の報告に基づき、処分の決定を行う。

(実施規定)

第17条 この規則の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年6月18日規則第72号)

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第6号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月29日規則第47号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月23日規則第34号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(国立大学法人東京医科歯科大学役員退職手当規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに退職した役員に係る退職手当については、改正後の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則 (平成24年12月26日規則第111号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

(退職手当に関する経過措置)

2 第4条の規定の適用については、同条中「10.875」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「12.25」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「11.5」とする。

附 則 (平成27年3月24日規則第28号)

この規則は平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月4日規則第28号)

この規則は、平成30年4月4日から施行し、平成30年1月1日から適用する。

附 則 (平成30年4月4日規則第28号)

この規則は、平成30年4月4日から施行し、平成30年1月1日から適用する。

附 則（令和3年12月4日規則第129号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月13日規則第141号）

この規則は、令和4年10月13日から施行し、令和4年10月1日から適用する。